

令和5年度 第2回彦根市入札監視委員会 議事概要

【日時】：令和5年(2023年)12月14日(木) 午後2時から午後4時20分

【場所】：彦根市役所本庁舎別館2階 別館2A会議室

【出席者】委員：荒川委員長・石井委員・川浦委員・片野委員

事務局：契約監理室（疋田室長・田辺次長・大野副主幹）

工事担当課：道路河川課、下水道建設課、都市計画課、建築課、上水道工務課

【傍聴者】なし

1 開 会

2 議 事

(1) 入札および契約手続の運用状況等について 資料 1-1～1-3

※ 対象期間 令和5年4月から同年9月まで（令和5年度上半期分）

事務局から、資料 1-1 資料 1-2 資料 1-3 参考資料に基づき、一括して説明

< 質疑 >

委 員：電子入札を実施しているのか。

事務局：抽出対象案件のうち随意契約以外はすべて電子入札である。

委 員：最低制限価格は公表しているか。

事務局：事後公表している。

委 員：資料 1-2 整理番号 66「金城小学校給水設備改良工事」は、参考資料 整理番号 3「金城小学校給水設備改修工事」の仕切り直しの入札だと思ったが、日付の整合性がとれない。これは別物の工事ということか。

事務局：参考資料 整理番号 3 の開札日の記載誤りである。9月4日ではなく、5月30日が正しい。経緯についてはお見込みのとおり。なお、設計の変更に合わせて、参加者にわかりやすいよう案件名も少し変更している。

委 員：全者が最低制限価格未満というのはどういうことか。

事務局：15者による指名競争入札で、1回目は7者から札が入ったが、うち5者は最低制限価格未満により失格。残り2者に対して再入札の通知をしたが、どちらからも応札がなく不調となった。

委 員：範囲内に誰も入らなかった場合は、予定価格を高めに設定しなおすのか。

事務局：一概にそうとはいえない。仕様を見直した結果による。

委 員：入札参加停止措置等をした事業者はないとのことだが、別の市では3件ほどあった。確認はどのようにしているのか。県から情報を得ているのか。

事務局：県からの情報提供はないが、県ホームページの閲覧等により情報収集している。

(2) 抽出案件の審議について 資料 1-4

※ 抽出事案 8 件（一般 4 件、指名 3 件、随契 1 件）

一般競争入札(様式第5号の1)

① R4 松原町大黒前鴨ノ巣線道路改築工事(その2)

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

川浦委員から、抽出理由等について説明

今回から資料に最低制限価格を入れてもらうようになった。最低制限価格の入札で、かつ抽選が4者も出ている。この辺りの経緯を聞きたくて抽出した。

<質 疑>

事務局：最低制限価格を事後公表するようにしたことで、事業者も色々勉強し、推測が当たりやすくなっているものと考え。今回、4者の抽選となった理由としては、比較的、設計が単純で積算がぶれにくかったためと考えている。

委員：舗装工であればわかるが、一般土木の1,000万円を超える案件で最低制限価格と同額、かつ1,000円ごとに札が入っている。業者間での情報共有や市の最低制限価格が伝わっている等の疑念を抱くことにもなりかねないのでチェックを厳しくしてほしい。他の公共団体である業者が他の業者に内訳書をメール送信し、同じ内訳書を提出するという事例があったと聞いている。ファイルのプロパティチェックなど、今の時代に即したチェックをしてもらえるとよい。

道路河川課：本件は、同じ構造物を連続して並べるようなものであるため、工種としては少なく、金額が比較的高い。積算の特定もしやすい工事であった。

委員：たまたまこれだけそうだというならわかるが他にも最低制限価格での落札がある。

事務局：全般的にそういう傾向にあるので注視していくということではいいか。

委員：そもそもこういう傾向になっているのはなぜか。

道路河川課：やはり業者には受注したいという思いがある。予定価格を積算し、そこから過年度の最低制限価格の傾向を掴んで、金額を設定している。

委員：米原市は最低制限価格を乱数で散らしている。そういった制度の導入も検討してはどうか。

委員：最低制限価格での入札はダンピング的な要素もある。予定価格付近で、業者が適切な利益を得て、設備投資により業者が成長し、施工も上手くなっていくのがベスト。最低制限価格を狙わないと市の工事がとれないということにならないように、乱数、総合評価方式等、複合的に実施して欲しい。

※ 市長への答申等は、特になし

② R5 公共下水道肥田町舗装復旧工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

川浦委員から、抽出理由等について説明

先程と同じ理由で抽出した。しかも同額の塊が2つある。

<質 疑>

委員：2グループの8000円の違いが何であるか提出された書類からわかるか。

事務局：各事業者が同じ積算をしているかはわからないが、舗装工事については、土木工事以上に金額が偏りやすい傾向にある。

委員：内訳書をみればどこが違うのかわかるのではないか。

事務局：事業者ごとに内訳書の記載方法が違うため何ともいえないが、仮に同じ分類レベルで記載されているとすれば、金額の偏りが見えやすいかと思う。

委員長：内訳書の確認は可能か。

事務局：データ保存しているため可能である。

委員長：では、今後の参考とするため本件の内訳書を確認したい。

事務局：後ほど各委員にお送りする。なお、取り扱いには注意願いたい。

※ 市長への答申等は、特になし

③ R5 河瀬公園整備工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

川浦委員から、抽出理由等について説明

先程の理由に加え、指名可能者数が5者と少ない点である。業者自体が少ない業界かもしれないが、もう少し幅広く競争してほしいという思いで抽出した。

<質 疑>

事務局：入札であるため競争性を働かすことは当然必要であるが、それに加えて、市では地元優先の発注基準を設けている。過去の入札監視委員会でも、競争性や参加者の固定による談合のリスクについて指摘をいただいているところであるが、現状、その基準を5者としている。

委 員：一般競争入札という名前がついている以上、もう少し競争性があってもよいのではないか。5者が適切であるか県や周辺市町の状況も確認いただき、改良すべき点があるのであれば改良してほしい。

委 員：例えば、上下のランクを含めることは難しいのか。

事務局：市では、事業者の能力に合わせてA、B2つの格付をしており、その境目を設計金額1,000万円としている。造園業も同様である。ご指摘のとおり、造園業は業者数が少ないことから検討の余地はあるものの、線引きが難しい。

※ 市長への答申等は、特になし

④ ひこね市文化プラザ自動火災報知設備改修工事(その2)

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

川浦委員から、抽出理由等について説明

参加可能者数13者に対し1者しか入札していないということで抽出した。資料1-2 整理番号46「ひこね市文化プラザ自動火災報知設備改修工事(その1)」との違いについても説明願いたい。

<質 疑>

建築課：ひこね市文化プラザが5階建ての大きい施設であるため、その1は、1階から3階まで、その2については4階以上の施工とした。県内に特定建設業の許可を持つ事業者がないことを考慮して分割発注とした。

委 員：何等かの理由によって急遽こちらの工事も可能となったため、最初にとった業者でないと続きができない随意契約に近い案件ではないかとの疑念があり確認した。入札結果は同じ業者であるが、違う業者でも現場施工できたのか。

建築課：施工可能である。

委 員：参加者が非常に少ないが、落札業者は当初導入時の業者と同じか。改修といっても必ずしも当初と同じ事業者でなくてもよいのか。

建築課：20年以上前のことで、当初の業者はわからない。

事務局：技術的な面でその事業者でないとできないという場合もあるが、今回は当初事業者にしかできないというものでなかったため、競争で業者を選定した。

委 員：分割発注は、法の主旨に反していないのか。

委 員：元受が下請に任せきりにするのを防ぐため、下請がする仕事をきちんと調整する役割として監理技術者を置くようになっている。人がいないから工事を分割するというのは法の主旨とは少し違っている。

※ 市長への答申等は、特になし

⑤ 中地区公民館空調設備改修工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

川浦委員から、抽出理由等について説明

最低制限価格と落札価格の差が 21,000 円しかない。しかも再入札の抽選案件と非常に珍しい感じがする。

<質 疑>

事務局：再入札の抽選については、2 者が 160 万円というきりのいい数字を入れている。再度積算し直して、あるいはザクッと計算して切りのいい数値を入れている業者が 2 者あり、それが最低価格になったものと考えている。2 回目の抽選というのはめずらしいが偶然のように思う。1 回目と 2 回目の時間も 2 時間程度しか開いていない。

委 員：いかにメーカーからエアコンを安く仕入れられるかが比重として大きいのか。

建築課：機器の値段については、事業者の普段の取引状況によって決まってくるだろうと想像はできる。

※ 市長への答申等は、特になし

⑥ R5 大東船町線通学路整備工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

川浦委員から、抽出理由等について説明

こちらも最低制限額が抽出した理由である。

※ 市長への答申等は、特になし

⑦ R4 東沼波原線工作物等調査委託業務

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

川浦委員から、抽出理由等について説明

落札率が高い。入札した 3 者のうち 2 者は予定価格超過。適正な価格を入れたのは 1 者のみである。特殊な調査業務であったのか。

<質 疑>

道路河川課：本調査業務は道路の拡幅事業で、新たに用地取得が必要になる場所にある物件を移転してもらおうべく、対象となる物件を調査し、補償額を算定するという業務である。今回の対象物件は、拡幅用地にある野立看板で、それを移転するための調査業務である。積算にあたっての歩掛も確立している。彦根市の道路事業には、最近野立看板の補償調査の事案はあまりないが、特段珍しいものではない。

委 員：調査歩掛は確立しているといわれるが、ぶれているようにみえる。

道路河川課：土木工事や舗装工事と傾向が異なるため、受注者に確認したところ、他工事と同様にまずは予定価格を積算し、そこから最低制限価格の金額を掴みにいったとのことであった。傾向としては、最低制限価格あたりの金額で札を入れた事業者と他の受注状況等を考慮して予定価格の下あたりで札を入れた事業者に分かれたものと推察する。棄権や辞退あるいは、2 者同額の理由についてはわかりかねる。

委 員：落札者がこの現場近くで他の移転補償の物件をしているということはあるか。

道路河川課：ない。東沼波原線で補償額の調査をしたのは本件がはじめてである。
委 員：人件費がほとんどだと考えてよいのか。
道路河川課：調査による外業の人件費とその結果を持ち帰って中で算定する内業の人件費がほとんどである。
委 員：何時間かかるかも設計書をみればだいたいわかるのか。
道路河川課：公表している設計書は国土交通省が定める歩掛そのとおりの数字であるので、事業者は把握している。
委 員：委託業務の最低制限価格を求める式は県と同じか。
事務局：同じである。
委 員 長：なぜ事業者が失格したのか疑問である。
事務局：いずれも数千円の差であるので狙いがぶれていることはないと思う。

※ 市長への答申等は、特になし

随意契約(様式第5号の3)

⑧ 大藪浄水場脱水機ほか点検整備工事

事務局から、抽出事案説明書により、入札経過の概要等について説明

川浦委員から、抽出理由等について説明

随意契約なのに予定価格に比べてかなり安い金額で落とされている。理由があるのか。

<質 疑>

上水道公務課：相手先の企業努力があったとしかいえない。

委 員：特殊ということは、市があらかじめ金額を積算することは無理で、この事業者から参考見積をとって、それを参考にしながら予定価格を作成したということか。

上水道工務課：そのとおり。見積ベースの積算になる。

委 員 長：事業者が出す見積が妥当だという判断は誰もできないのか。

上水道工務課：見積でしか積算ができないので、それを信じるしかない。

委 員：複数から見積をとらないのか。

上水道工務課：他の業者には見積ることができない。

委 員：全国含めてもそうなのか。

上水道工務課：施工業者にしか機器の製作自体ができず、構成する部品もその業者にしかつくれない。

委 員：参考見積は、事業者がこの金額ならやるというものなので、本来は同じでないとおかしい。理解しがたいことがあった際、特に随意契約の場合には、機会があれば事業者を確認していただくとよい。

※ 市長への答申等は、特になし

3 その他

・人的または資本面でどこまで関係のある事業者を同一案件の入札に参加させることが適当であるかについて国、県、近隣市町の状況を調査し、今後の適正な入札に反映させられたい。

事務局より進捗状況について報告

・3年前の入札監視委員会の答申を受けて、代表者を同じくする業者が同一の案件に入札できないようにする制限を加えた。前回の委員会において、親族同士で同じ案件の入札に参加す

ることについて意見をいただいていた。

- ・ 県内5市の状況を確認したが、親会社と子会社が同じ入札に参加すること、一方の会社の役員が他の会社の役員を兼ねていて、その両者が同じ案件の入札に参加すること、について制限を設けている事例が多く見受けられた。
- ・ 入札参加の制限は、入札に係る談合の防止や公正性の確保に寄与すると認識しているが、自由競争が原則である入札に対して制限を設けることにもなるので、制限を加えるにしても慎重に対応していくべきと考えている。

<意見等>

委員：4、5者しか入札に参加していない中で、そのうちの2者が兄弟であるという、市場の小ささが問題であった。親族の入札を制限しないのであれば、参加者を広げるという方向で改善を模索してもよいのではないか。

委員長：例えば、役員同士でなくても、一方は代表で一方は役員等、考える余地があるが、親族はなかなか。少ない業者数の中で、親族を制限するとさらに条件が複雑になり、難しい。親会社・子会社はわかりやすいので、可能かと思う。

委員：親会社と子会社、役員を兼ねている、については、他の市町と同じように実施していくのか。

事務局：充分考える余地はあると考えている。

委員：県や国はどうか。

事務局：県は、ホームページの情報を確認する限り、代表者が同じ等、彦根市と同じような状況であった。国は、親会社・子会社の関係、同一人物が役員を兼ねているかということころくらいで、親族関係についてはない。

委員：役員を兼ねているかは自己申告か。チェックがあるのか。

事務局：どういう形で求めるかによるが、市では現状把握していない。

委員：会社の登記簿はもらわないのか。

事務局：入札参加申請を紙資料で受付けていた時は、必須書類として市にもらっていた。昨年度から県で滋賀県下市町の分をすべて共同受付する形になったので、基本的には市に書類がない。実施するにしても、登記簿や誓約書の提出を依頼する等、どの方法がよいのか模索を始めたところである。

委員：本来であればきちんと情報共有されるべき内容かと思うが、県が一括でまとめて、県が抱えているということか。

事務局：紙として提出されていると思うが、それをPDF化して共有するようなどころまではいっていない。電子入力された内容は確認できるが、役員名は入力項目にない。

委員長：代表者が同じ事業者が入札して、落札した場合はどうなるのか。

事務局：無効となる。

委員長：工事途中でわかった場合には、返金を要求するのか

事務局：代表者は登録の段階でわかる。市内業者であれば把握可能であるが、他市町が入ってくるような案件は、そこまでのチェックは難しいかもしれない。

委員：最初から完璧な形で始めるのは難しいが、疑念があるような入札があった際には、県に行き情報を探し、対応することはできる。途中でわかった場合の対応については検討していく必要がある。

委員長：引き続き事務局で検討をお願いします。

4 閉会

契約監理室長挨拶